

## 報告第21号

### 大阪市公会堂条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策及び社会活動の維持に向けた利用者負担の軽減を目的として、大阪市中央公会堂の利用料金を減額することができる金額の上限額を引き上げるため、大阪市公会堂条例の一部を改正する必要性が生じたが、迅速に対応する必要があることから、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年7月14日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年7月28日

大阪市長 松 井 一 郎

### 大阪市公会堂条例の一部を改正する条例

大阪市公会堂条例（昭和26年大阪市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第8条第8項中「2割」を「5割」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年7月15日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市公会堂条例第8条第8項の規定は、この条例の施行の日以後の施設及びその附属設備の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設及びその附属設備の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市公会堂条例（抄）

(利用料金)

第8条 省 略

2-7 省 略

8 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の2割に相当する  
**5割**

額の範囲内において利用料金を減額し、又は利用料金を免除することができる。

(1)-(3) 省 略

9 省 略

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略